

松戸市介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、介護サービス事業者の業務管理体制の届出に関し必要な事項を定める。

(業務管理体制の整備の届出)

第2条 法第115条の32第2項の規定による市長に対する届出は、施行規則第140条の40第1項に掲げる事項について第1号様式により行うものとし、その必要部数は正副2部とする。

(届出事項の変更の届出)

第3条 法第115条の32第3項による市長に対する届出事項の変更の届出は、施行規則第140条の40第2項に基づき、第2号様式により行うものとし、その必要部数は正副2部とする。

2 前項の届出は、届出事項の変更があった日から10日以内に行うものとする。

(区分の変更の届出)

第4条 法第115条の32第4項の規定による市長に対する区分の変更の届出は、施行規則第140条の40第3項に基づき、第1号様式により行うものとし、その必要部数は正副2部とする。

(関係機関への情報提供)

第5条 市長は、第2条から前条までの規定による届出に関し、国、都道府県に対して、情報を提供することができる。

(実施細目)

第6条 この要綱に定めるほか、介護サービス事業者の業務管理体制の整備の届出に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式

受付番号	
------	--

業務管理体制整備届出書

年 月 日

(あて先) 松戸市長

所在地
 事業者 名称
 代表者氏名 ㊟

次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業者(法人)番号									
1	届出の内容										
	(1)法第115条の32第2項関係(整備)										
(2)法第115条の32第4項関係(区分の変更)											
2	フリガナ										
	名称										
	(郵便番号 -)										
	主たる事務所の所在地										
	(ビルの名称等)										
	連絡先										
3	電話番号						FAX番号				
	法人の種別										
	代表者の職名・氏名		職名	フリガナ			生年月日		年月日		
	・生年月日		氏名	氏名			年月日		年月日		
4	代表者の住所										
	(郵便番号 -)										
(ビルの名称等)											
3	事業所名称		指定(許可)年月日		介護保険事業所番号(医療機関等コード)			所在地			
	及び所在地		計 画 所								
4	介護保険法施行規則第140条の40		第2号		法令遵守責任者の氏名(フリガナ)			生年月日			
	第1項第2号から第4号までに基づく届出事項		第3号		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要						
			第4号		業務執行の状況の監査の方法の概要						
5	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課										
	事業者(法人)番号										
	区分変更の理由										
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課										
区分変更日											
年 月 日											

(記入要領)

- 1 受付番号には記入しないこと。
- 2 事業者の名称、住所、法人の種別、代表者の職名、代表者の住所等は、登記内容等と一致すること。
- 3 「変更があった事項」の該当番号に○をつけ。「変更の内容」に具体的に記入すること。
なお、書ききれない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差支えない。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 4 「5事業所名称等及び所在地」については、みなし事業所を除いた事業所等の指定や廃止等により事業所との数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出ること。
この場合、変更前欄と変更後欄のそれぞれに、指定等事業所との合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定(許可)年月日、介護保険事業所番号(医療機関等コード)、所在地を記入すること。書き切れない場合は、記入を省略し別添資料として添付して差支えないこと。(既存資料の写し及び両面印刷可)
- 5 「7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8 業務執行の状況の監査の方法の概要」については、事業者の業務管理体制の変更を行う場合(組織の変更、規程等)に届け出ること。規定の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届出を要しないこと。
なお、事業所等の数の変更により、「7」または「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には、別添資料の添付により届け出ること。(既存資料の写し及び両面印刷可)